

# 焼津市こども・若者スマイルプラン(焼津市こども計画)(案)に対する

## 意見募集結果について

提出された意見の内容(要旨)と意見に対する市の考え方は次のとおりです。

### 意見募集期間

2025年1月22日(水曜日)～2025年2月20日(木曜日)

### 意見提出件数

5件(3人)

### 頂いた意見の内容(要旨)とこれに対する市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	アンケート結果から、子ども医療費の助成が「子育てのしやすさ」に大きく影響していると考察できる。今後も、高校生までの医療費全額助成を市として恒久的にサポートし続けていただきたい。それこそが、焼津市の子育て政策の重要なアピールポイントになる。	子ども医療費の助成につきましては、本市の子育て政策における重要な位置づけとして捉えており、可能な限り、今後も継続してまいりたいと考えます。
2	さらなる少子化対策として、放課後の児童クラブや中学生の地域クラブ加入者への補助金、小中学校給食費の無償化または半減など、保護者にとって目に見える分かりやすい形で補助金を出していくことが必要だと考える。	本市では、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、各種事業を行っております。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き支援策を検討してまいります。
3	P.69について:多様化する子どもたちへの対応として、スクールカウンセラー、心の教室相談員を各学校に1人ずつフルタイムで常駐できる体制づくりを強力に推進し、児童生徒の不登校や問題行動に対応できるようになるとよい。	スクールカウンセラーにつきましては、国の方針に基づいて県で配置しているため、今後も県や国に対して、スクールカウンセラーの配置時間増を求めてまいります。 心の教室相談員につきましては焼津市独自に市内全小中学校に配置しております。多様化す

		<p>る子どもたちへの対応として配置時間増を検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見を参考に、今後も引き続きスクールカウンセラー、心の教室相談員と子ども支援課が連携して不登校や問題行動への対応を進めてまいります。</p>
4	<p>育児休業中の上の子の保育園の継続在園について期限を設けずに認めてほしい。</p>	<p>育児休業の取得時に、すでに保育園を利用している子どもがおり、「保育の必要性の認定」が受けられた場合は、原則として、育児休業中でも手続きをすれば在園児を継続的に保育園に預けることができます。</p> <p>ただし、実際に保育園を利用できるかどうかにつきましては、保育園の空き状況や申込者の「保育の必要性」の程度を踏まえた利用調整が行われることから、ご希望通り実現されるとは限りませんのでご了承ください。</p>
5	<p>「こどもまんなか社会」「こどもの最善の利益」を目指し具体的に施行してください。</p> <p>こども・若者の意見を広く聴いて地域社会でこどもを支えていくために</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般市民に向けて、子どもの権利についての講座を開催してください。</li> <li>2. こども自身が知識を得るために教育委員会や子どもアドボカシー学会などと連携し授業を行ってください。</li> <li>3. 児童館や地域交流センターで「子ども権利カルタ」や「子ども権利すごろく」などイベントを開催してください。</li> <li>4. 公共施設の開館時間の延長、居場所作りをする団体へ資金補助や広報支援をしてください。</li> <li>5. 子ども・子育て会議にこどもも参画させてください。</li> <li>6. 各学校内にこども意見箱をおいてください。</li> </ol>	<p>計画案 P.49 第4章施策の展開にあります、No.1「★こども・若者の権利の普及啓発・情報発信。こどもの権利に関する学習機会の確保・学習支援・人権教育」や No.5「★こども・若者の意見の反映」について取り組んでいく中で検討してまいります。</p> <p>子ども・子育て会議には、こども・若者代表として大学生2名に参画いただいております。</p>

◆ 意見の反映状況 いただいた意見による計画(案)の修正はありません。